

大洗町議会政治倫理審査会 議事録

1 日 時 令和4年8月22日(月) 午後4時35分～午後5時43分

2 場 所 大洗町役場3階 議場

3 出席委員

委員長	菊地 昇悦	副委員長	柴田佑美子
委員	坂本 純治	委員	勝村 勝一
委員	海老沢功泰	委員	和田 淳也
委員	今村 和章	委員	小沼 正男
委員	石山 淳	委員	伊藤 豊
委員	櫻井 重明		

4 欠席委員

5 案 件

(1) 飯田英樹議員に対する政治倫理審査について

飯田議長

それでは、再開いたします。

次の案件はですね、私に対する政治倫理審査についてということで、6月議会初日に今村議員から動議が出された件についてでございます。これについては私は当事者ということですので、退出をさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

【飯田議長 退室】

議会事務局 田山局長

すいません、初めてということで、これから審査会を始めていただくにあたり、まずご報告いたします。

今回が皆さんご承知のとおり第1回目ということになりまして、まだ委員長、副委員長が決まっておりません。委員長などを決める場合にはですね、これまでの形でいきましたら年長議員の方が仮の委員長として進行することがありますが、こういうものが開かれるということで、私のほうの、幾つかほかの自治体の例など見ますと、まずは私のほうが、事務局側のほうでですね司会進行をさせていただきますので、で、委員長が決定後、審査会としてしっかりと進めていただくと、そういう形にしたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、後で条例などのほうでご説明をいたしますが、まず大洗町議会政治倫理条例第6条第3項の規定におきましては、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとされております。つきましては、委員の皆様方ですね、今ここにいる皆様の中で決めていただくこととなりますが、委員長の互選につきまして、どなたかお考えであるとか、ご意向などがある方につきましたら、ご発言のほう宜しくお願いいたします。

伊藤議員お願いいたします。

伊藤議員

この署名書というものを審査するっていうことで、政治倫理審査会というんですかね、それでやるとなると、本会議において今村議員が動議を出したときに、個人というか、飯田議長と今村議員のやりとりがあったと思うんですけど、ここの審査会に当事者、飯田議長と今村議員が入って審査をすることがいいのかどうかっていうのは、これ誰が決めるん

ですか。

これ審査会やって、報告までしなくちゃいけないんですよね。その報告に入る委員の中に当事者が入って審査をするっていうのはどうなのかなっていうのは、これ皆さんで考えなきゃいけないんじゃないのかなと思うんですけど、こちらは、今村議員は当事者だと思うんですが、いかがでしょうか。

坂本議員

ちょっといいですか。

議会事務局 田山局長

はい、坂本議員どうぞ。

坂本議員

この流れは、私は二つあると思うんですよ。一つは、まず全員協議会に委ねたという形になってるんで、全員協議会が、議長が全員協議会の進行しますけども、とりあえずは、今、ご本人だということ、当事者だということで退席しました。その時に、まずはこの審査会を設置しますっていうことを全員協議会で言わなきゃならない。そうすると、副議長がまず全員協議会を開催をして、それでこういう案件が流れてきましたと、で、その案件自体は動議に基づいて今回はあがってきたんですけども、だからこの二つに分けなきゃいけないと思うんですよ。審査会の件と、動議に対するものの審査会を設置ということだろうと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。まずそこからやらないと、設置は実はまだしてないんですよね。

議会事務局 田山局長

では、私のほうから。

ちょっと後でご説明する予定でございました政治倫理条例のほうにですね、第8条のところ、選挙人は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その5人以上の連署をもって、議長に対し調査の請求をすることができるということなので、まずその飯田議員がですね、まあ議長がですね、この8条の1、4条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあるとき、4条の第1というのは、4条のところは政治倫理基準ということで一

番最初のページに書いてありますけれども、ここに該当する、違反するような疑いがあるということで、今回25名の方から提出をされております。これを議長に対してまず、今回の調査人は議長ですけれども、あくまでその議長に対して出すんだということがここに定められてまして、で、8条の2のところに、議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、直ちに調査請求書等の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならないとなっておりますので、これは義務というんでしょう、必ずやらなくてはいけないというところになります。で、坂本議員がおっしゃるとおり、設置というのは、あくまでこの体制が整ったら設置というところなんですけど、先ほど議長が、私は該当者なんでっていうことで退場されましたので、退席されましたので、あくまでこれをもって委託をされたらと、設置をしてくださいと委託をされたというふうに解釈しても問題はないかと思えます。要は、いずれにしても、議長が言わなくてもですね、設置をしなきゃいけないんです、そもそも。そもそもが設置しなくてはいけない。ただ設置するために、冒頭申し上げたとおり、委員長、副委員長を決めなくてはいけないというところなんで、まず委員長、副委員長を決めていただいてから、その委員会の審査が始まるというような解釈であります。

坂本議員

そういう解釈。

議会事務局 田山局長

はい。

勝村議員

了解。

議会事務局 田山局長

勝村議員どうぞ。

勝村議員

今、坂本議員から出たとおりでよろしいかなと思えますし、それで、委員長に関しては、副議長にお願いしたいなと思ってますし、よろしいですかね。すいません。

議会事務局 田山局長

まず、では先に手を挙げました伊藤議員お願いいたします。

伊藤議員

今、仮設置というか、ちょっと設置したかしてないですけど、ここにもし互選、他選あるでしょうから、最終的に決取って委員長決めるかどうかっていうのもあるんでしょうけど、その時点で、当事者である今村議員がいて始まってしまうっていうのは、委員長になる可能性もある、副委員長になる可能性もある、そして審査報告をしなくちゃならないことに対して審査する側でいていいのかなっていうことを私は言いたいんです。だからまだ副議長をどうのこうのとかそういうのじゃなくて、まあ審査委員会の何だっけ、流れはそこまで僕詳しくないですけど、参考人として当事者を呼ばなきゃならないっていうことになると思うんです。そこに本人がいていいのかなっていうところの疑問にはいかがでしょうか。私は、今村議員は参考人としては出席していただきたいですけど、この審査委員としてはふさわしくないと思います。

議会事務局 田山局長

順番的にすいません、櫻井議員のほうからお願いいたします。

櫻井議員

まず、先ほど局長が説明いただいた8条の説明っていうのは、こちらの署名書に関するものの設置の説明だと思うんですね。で、いわゆるその動議うんぬんっていうのは全く関係ないですよ、今回のものっていうのは。そうすると、この署名書を見た時に、やはりこれ伊藤議員が言ったような形で、飯田議長から議員への恫喝の件っていったところなんですね。

で、先日の今村議員の動議の時には、自分がされたっていうふうな言葉でおっしゃってたんですけど、こちらには誰がっていうのもないんですよ。まずはそこを、一旦まずここはあらわにしていかないと、何に対して皆さんで審議をしていくのかっていうのが見えないうのかなというふうに思うんですね。

まず、私はこの2番、これ誰がなのかと。

議会事務局 田山局長

よろしいんですか、今村議員。今村議員どうぞ。

今村議員

ごめんなさい、今、櫻井議員が言っていたので、あくまでも動議は私出しましたけど、これ、この設置するのは、櫻井議員言ったとおり、この署名に対しての設置なので、あくまでもそこはちょっと違うのかなと。私とその動議の関係性は違いがあると思ってます。そこだけちょっとお話しをしたかっただけです。

議会事務局 田山局長

では、和田議員お願いいたします。

和田委員

今ね2番の議員への恫喝、誰がどうのっていうよりも、1番の第4条を、これが、これに抵触してるんだろうと。私、こっちのほうが重要だ、そう思ってんですよ。だから2番はね、別にこれ誰が言う、誰に言ったかっていうのは大した問題じゃない。これは言った言わないの話になっちゃいますから。逆に、この1番のほうで、この4条に抵触している。こちらで議論すべきだろうと、そういうように思いますけどね。

議会事務局 田山局長

はい、副議長、柴田議員お願いいたします。

柴田副議長

私も、この署名に関して、1番、2番というふうにありますので、この動議が1番の項目と2番の項目について、この審査会を設置するということですから、1番目には飯田議長の議会政治倫理条例違反の件って出てます。で、2番もしっかり、この二つの項目についての25名の署名ですから、1番だけやりましょうっていうことではないと思いますので、これは今村議員も当事者になるのではないかと思います。

議会事務局 田山局長

まずですね、この条例上で見ますと、調査員っていうところで、この審査会からは外れるということだけは規定はしてあります。ただ、皆さんが今、何名かの方から、その今村議員がですね、どうであるのかっていう話がありまして、条例のですね、すいません、一番後のところに、どんな役場の中の条例もそうなんですけど、ここに記載してないものは町長が別に定めるとか、いろんな書き方があるんですが、この条例の施行について必要な事項は議長が定めると一応はなっています。これは役場のどんな条例もそうなんですけれども、ここに想定されてないものがあつた場合、その取り扱いをどうするか。もちろん基本は条例になります。で、今の当事者が議長ですので、ご自分が有利なことで、この何ていうんですか、その取り扱い、規定を定めるということは、審査を最終的に報告していく上でですね正しくはないことになりますので、今、皆さんが話してる内容については、この中で皆さんがどうされるのかということでお決めいただいた上で、まずもってですね、委員長を決めていただくというのは大事なのかなと思います。なんで、その決を取るのかどうかっていうところ、まだ議論が足りなければですね、どんどん議論をしていただきまして、で、それで最終的に委員長を決めるっていう時に、今のお話を総合しますと、今村議員が入っていていいのかどうかっていうお話しかと思いますが、まずそれに向けた議論をしていただいて、それが整理ついたらですね、委員長を決めていただいて、で、その委員長が決まれば、ここで委員長の流れによって進行していただくというふうにしていきたいと思いますので、ただいまの皆様から出た意見で何かこういうふうにしたらいんじゃないかとか、ご提案でも結構です、何かある方は、挙手発言のほう、宜しく願いいたします。

まず、海老沢議員お願いいたします。

海老沢議員

皆さんの議論の内容聞いてて、やっぱり1番、2番で出されてて、2番の提出者は誰か分からないで審議するっていうのは、私はいかがなものかなと感じます。いわゆる誰から誰に出してる動議であつてつうのは、2番がある以上は必要なのかなと思います。

議会事務局 田山局長

坂本議員はよろしいですか。次は、和田議員お願いいたします。

和田議員

これね、署名していただいた方は、一体どっちに賛同してるんだらうっていうことなんですよ。1番に賛同してるのか、2番に賛同してるのか。全部1番かもしれない。全部2番かもしれない。分からないです、これ。でも、これに対して、この方々が賛同してるということだもんね。全部1番かもしれない。2番かもしれないね。かもしれないですよ。これは、どういう、これで、例えば1番で、この人たちが賛同してるとしたら、これは全く議論の余地はない。いい、まだまだ。

だから、で、何で今村議員がこれ違反してるでしょうって、議長がこれに違反してる、抵触してるというところで、まあ動議を出した。で、これで何で今村議員がこの議論に加われないのか。変じゃないですか。

坂本議員

一番大事なのは事務局長が話をしている、結局、そこで決を取ったりどうですかっていうことをするための流れを作るのは無理なので、取りあえずあそこに座る人を決める。それで、1番を問題にするのか2番を問題にするのかは、それからでやったほうがいいんじゃないかなと思います。このままだと、何か意見が出るだけで、まとめる人がいないかと。

伊藤議員

決、取ればいいんじゃないですか。意見を言って良いも悪いもあって。

坂本議員

そうそうそう。取りあえずそこに座る人を決めないと進まないから。

議会事務局 田山局長

すいません。話をこう、議事録も後でしっかり作りますので、まず整理をつけてお話ししていただきたいので、まず坂本議員はよろしいですか、今のお話で。

坂本議員

そうです。

議会事務局 田山局長

はい、すいません。それでは、伊藤議員お願いいたします。

伊藤議員

和田議員の言ったことについてなんですけど、これ署名書の1番、2番を分けて考えるっていうんだったら、ちょっと話が違ってしまうと思うんですよ。その署名書っていうところで、この何名でしっただけ、結構な数の方たちがいたところは、1番、2番とかっていうものじゃなくて、もうこれ自体に署名をしてきたから、この人たちは当事者にあたるのかなと思うんですよ。当事者ですよ。なると思うんですけど、その方たちにはまた参考人じゃないですけど、そういうところに来てもらったりっていうのは、審査会の中でやると思うんですが、それが1番が大事だからとか2番が大事だからっていったら、こういう書き方の署名書っていうのはあり得ないと思うんです。これは、1番も2番も両方審査していかなくちゃならないところに、過日、動議で出された時の今村議員は、私が言われたこととして、この議長からの恫喝の件っていうことで、ふさわしくないということの2点を挙げてるので、これは当事者は議長と今村議員だということが読み取れると。ここにあって書いてないですけど、動議の時にはそう言っていたのですから、それを、これは今村議員の件じゃないですよということは通じないと思うんですよ。だから私は当事者であると。その方が審査会に参考して審査をする側になるところが違和感であるので、ふさわしくないとやっているのです。

議会事務局 田山局長

では、石山議員お願いいたします。

石山議員

この署名の下の欄に動議に対する署名書（6月定例会）って書いてありますので、これについては、その動議を出したのは、6月定例会で動議出されたのは今村議員ですので、この二つ、1、2の案件に対する署名だと思います。で、むしろ1番に関しては政治倫理条例違反の件ということで、2番については飯田議長からの議員への恫喝の件ってなってますけども、これにつきましては、その動議をした今村議員がはっきりと飯田議長より恫喝を受けたということを6月定例会の中で言っておりますので、恫喝を受けたのは今村議

員であるということになります。

で、そういうことになればですね、当然皆さん言ってるとおり、伊藤議員、櫻井議員、柴田議員が言ってるとおりですね、今村議員もこの当事者になりますので、政治倫理審査会を進めていく上にあたって、その当事者である今村議員が審査するのはいかなものかと。そして、ましてや、最後に報告書を出しますので、報告書を出す中にその当事者たる今村議員がいるというのは、どうにも理解できないというように思います。ましてや、私の感覚ではですね、今村議員が自らこの審査会から除外というんですかね、出るということも考えるべきではないのかなと思います。以上です。

議会事務局 田山局長

はい、櫻井議員お願いいたします。

櫻井議員

私もちょっと重ねた議論になってしまうんですけども、今回のこの2番っていうのが、飯田議長にとっては名誉にあたるどころなんですね。もしかするとなんですけども、名誉棄損って訴えるっていう選択肢もあるんですよ。そうすると、今後、例えば審査が裁判所に移ってくるといった中で、もしも今回多数決で飯田議長を罰するっていうふうなところに今村議員当事者が入っていた場合、その審査自体もどうなんだというふうに疑われてくると思うんですね。やはりそういったことも考えると、今村議員はどうしてもこの委員会には参加できないのではないのかなというふうに私は考えます。

議会事務局 田山局長

そのほかにご意見ある方いらっしゃいますか。はい、和田議員お願いいたします。

和田議員

これ、例えばね、じゃあ今、裁判所という話が出ましたけど、一体これは名誉棄損にあたるのかどうか。実際にこれがあつたのかないのかっていうのを、これははっきりしなきゃいけない。あつたらどうなんだっちゅう話ですよ。まあなけりゃないで、それはそれで何かなるんでしょうけど。ただ、この話は、どうやっても第4条に抵触してますよと。これがメインになってくるんじゃないですか。あとは言った言わないの話なんだから、そ

れはどうにかなる、当事者で解決するとしてもね。ただ、ここで言われたのか言われていないのか。これあれでしょう、森友みたいなもんだ、こんなのねえ。言った言わねえ、言った言わねえになっちゃいますから、どっちみちここに来れば。だから、これはこれで、1と2セットであるならばセットであるように、第1番のこれに倫理条例に抵触していると、これを審査するべきでしょう。これに対する動議じゃないんですか。今村議員が動議出したのは。その辺どうなんですかね。まず、坂本議員が言うように、そこに座る人決めないとどうしようもないわ。みんな言いたいこと言って終わっちゃうよ、これ。ひとつもまともない。

議会事務局 田山局長

まず菊地議員お願いいたします。

菊地議員

この署名書ね、署名書がまず大事だと思うんですけども、今議論してるのはね。で、選挙人の調査請求件っていう立場から、これが出されたと思うんですよ。で、これが出た時はどうするかっていうのがあって、議長は、この調査の請求があった時は、直ちに調査請求書等の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならないというふうになっております。ですから、今は審査会じゃないんですけども、この8条に基づいて調査を求めなければならないという、それを受けて私たちは今やるわけだから、その時点で議論進めたほうがね、その何だろう、裁判とか何かになっちゃうと議論が、手続なんですよ、議論がもうそこまでまだ行ってないということで、進めないといけません。

坂本議員

だから全員協議会に戻して、副議長が全員協議会の中で、そこに設置する、しないってやないと、前に進まないんだよ。

議会事務局 田山局長

伊藤議員お願いいたします。

伊藤議員

これ、まあ個人的な質問になるんですけど、今村議員に聞きたいんですけど、この2番の件に関して、今村議員と議長の件だと思うんですが、これを審査委員会で審査しなくちゃならないのに、飯田議長は参考人として呼ばれる。そのところに、言われた側の今村議員が審査委員会の委員としてそこを裁くっていうのは、言われたほうなんだから絶対それは反対なるっていうのは明らかな結果なのに、審査委員にいいんですか。それは第三者がやるべきでしょうと。倫理条例疑いの違反がある時に審査委員会が立ち上げられてるんだから、当事者である議長は自ら今、全協の中で抜けましたけど、ここの2番の件に関しては、これ今村議員と議長の件なんですから、この審査をするのには、今村議員は審査会の委員でいてはいけないんじゃないのかなと思いますので、ぜひお答えいただきたいなと思います。

議会事務局 田山局長

では、今村議員お願いいたします。

今村議員

確かに、これ私がですね飯田議長から受けた発言だということで、まあここに書いてなくてもこれは言った内容ですから。ただ、この審査会というのは、あくまでも櫻井議員が言ったとおり、この署名書が出てきて設置するものなので、私はできれば、まず設置してからその議論したいんですよ。私は、例えば委員長、副委員長決まってね、じゃあその中で、まあ例えばですけど、まあ1番は、じゃあ私は残りますと。じゃあ2番は皆さんが出てけと言うんだったらば出ていくとかね、そういう話じゃないかと思う。ここで、まず設置もされてなくてね、ここでこう議論しても全然進まないの、まずは、私も、それは私も伊藤議員に言われるとおりかもしれない。あと皆さんの考えも聞きたいしね。まあ出てくかもしれませんが、まずは設置するというのが先の条件ですので、設置していただいて、その中で、じゃあ今村議員は退出しろということであれば、私はこの2番については退出するような形でもいいんじゃないですか。1番は、これはあくまでも、この署名した方から出てきてる案件ですからね。これ動議出した人同士の話だったらば、ここ設置する必要ないんですよ。飯田議員と私が話すればいいだけの話なんですよ。ただ、あくまでもこれは署名が出てきてこれを設置しろっていうことですから、そういう役割ですか

ら、あくまでも設置するのが先で、その中でご意見いただければいいんじゃないかなと私は思うんですよ。どうです、伊藤議員。先に出る出ねえのよりも、まずは設置が先なんじゃないかなって私は思うんだけど。

伊藤議員

そうですね、長くなるのも嫌なので、その1番の一つに関係してるから2番は関係してないからとかっていうことではなくて、署名書自体が二つの議案として、議案というんですか、こっちで受け取らなくちゃいけないものとしては二つ同列で出されているので、それで2ページ、3ページ目のところには動議に関する署名書ということも書かれておまして、それは関連性がなくはないというところで、当事者が審査に入るのはいかがなものかなと思うので、そのみんなが出ればっていうの、だからもう決取っても、私はいいと思います。その、いていいのか悪いのか。決取るのに、でも委員長決めるのも決かもしれない。

議会事務局 田山局長

すいません、今、こちらのほうで少し整理をさせていただきます。

話は二つかと思います。まず、委員会の設置が先、いわゆるこの今いるメンバー11名の方でですね、委員長をどなたか決めて、そこから今村議員をどういうふうな処遇にするのかっていうところが一つの意見。それからもう一つの意見というのは、この審査を進めていくにあたって、今村議員が当の当事者に該当してしまうから、審査委員の1人に、その11名の方に今村議員が入るってというのは、最後のその石山議員がおっしゃったように、報告書を作るにあたって当事者が組み込まれた報告書が出来上がってしまうだろうから、最初から要は、いないほうがいいってことですよね。ていうことをおっしゃりたかったんですよね。なので、この二つの意見かと思います。

坂本議員

そうなんだから、それをどうやって決めるんだという、誰が決めるんだ。

議会事務局 田山局長

なので、ここは・・・。

坂本議員

やっぱり出さなきゃだめだ、そこにちゃんと。

議会事務局 田山局長

ええ。なんで、今ここで整理が、今坂本議員がおっしゃったとおり、その整理が今ついたかと思しますので・・・。

坂本議員

皆同じようにそう思ってるから、そこで決めることが出来るのは議員の中からそこに座らないと絶対無理だろう。事務局長レベルの話じゃない。

議会事務局 田山局長

はい。であれば、まずその、今坂本議員がおっしゃったお話からすれば、最初に委員長を決めて、そこからってお話だと思いますけれども、当の、ほかの方がおっしゃったやつですと、最初に委員長決める前に、という話でよろしいんですか。ではないんですよね。どうということですか。

委員長を決めてからということよろしいんですか。

勝村委員

決めなかったら統率がとれねえからって。

議会事務局 田山局長

なので、皆さん・・・。

和田委員

そうしないと委員会が成り立たないでしょうっていうの。

議会事務局 田山局長

ええ、なので皆さん、ここが、私はあくまで整理をしてる側なので、皆さんの意見をちゃんと集約するまでが私の仕事です。委員長決めるまでが仕事ですので、ご意見をしっかり出

していただければそれでいい話です。

伊藤議員

副議長に代理してもらって、発言したほうがいいのか。全協で審査会を立ち上げると。

議会事務局 田山局長

そのような形にいたしますか。

まず今のお話で整理をつけますけれども、副議長がまず全協という形で、その中で誰をどうするかっていう話を決めていくっていう話でよろしいですね。よろしいですか。

はい、分かりました。じゃあ、そのような話でいけば、はい。

坂本議員

本当は全員協議会そのもので設置というものを議長に、と。だから本来は、その全員協議会で全部決めなきゃなんない。ただ、議長が当事者だっておもて出たけど、全協は前から議長でやってたから、それはもう済んでるっていうふうになってるけど、ここでは済んでないんだよ。

議会事務局 田山局長

はい、そうですね。そこの部分につきましては、今一度申し上げますけれども、例えば議長が何か事故あった時でも何でもそうなんです、これはオートマティックでやらなくてはいけないです。届けば必ず設置はしなくてはいけないです。たまたま今回は議長が当の当事者だったので、始まりから何からおりませんが、仮に議長が不在であったにしても、今と、今回と同じように議員の皆さん方に諮って委員長を決めるというこの流れは変わらないです。そこだけは、私が議長と話してたからではなくてですね、これはもうオートマティックに、この届け出が来れば・・・。

坂本議員

委員会が設置になりましたと。

議会事務局 田山局長

そうです。委員会を、そうです、

坂本議員

政治倫理審査となります。で、審査会をつくります。

議会事務局 田山局長

はい、おっしゃるとおりです。

坂本議員

つくらなければならない。

議会事務局 田山局長

はい、そうです。

坂本議員

で、今ここにいるのは、審査会のメンバーになると。

議会事務局 田山局長

はい、おっしゃるとおりです。

坂本議員

この中で審査会の委員長を決める。

議会事務局 田山局長

はい、おっしゃるとおりです。はい、そのとおりです。なので・・・。

坂本議員

互選で決めて、そこからもう一回仕切り直しましょう。

伊藤議員

副議長が審査会のメンバーを決めてくれっていう、審査会のメンバー。

坂本議員

だからそれも、委員長決まってから、例えば今村さんがその当事者としておかしいといふんなら、それを諮ればいい。俺もそう思うよ。

伊藤議員

今村さんが委員長だったら。

坂本議員

だから、今、委員長が副議長でいいじゃん。

議会事務局 田山局長

仮で副議長を委員長として行った後に、今村議員の処遇とか、今、こちらで言われたお話を全部整理をして、その上で正式な委員長を決めるという流れで皆さんよろしいですか。すいません、議事の進行があまり慣れてなくて。では、副議長、すいません、お手数ですが。

議会事務局 田山局長

すいません、私がちょっと今ここで発言します。

いま一度、その仮議長のもとにやっていただくのは、まず、今村議員が委員として入るかどうかっていう話の一つですね。後先はまず関係なく。やるのは、今村議員がどうなのかかっていうのと、委員長を誰にどうやって決めるのかかっていうお話です。

委員長の決め方というのは、互選というふうになります。これは投票、推選という形があります。指名推選もあれば、誰かが推選するという形もあります。皆さんに諮っていただいてっていうので、この、どっちを順番に、先にやるのかかっていう話がさっきありましたけれども、なんで、ここは、ここからは仮委員長のほうにお願いをいたします。

柴田副議長

じゃあ、この後、委員長を決めていきたいと思います。ご意見ありましたらお願いいたします。

【委員長は、仮委員長に一任の声あり】

柴田副議長

申し訳ありません。発言する方は挙手をお願いいたします。

はい、4番伊藤豊君。

伊藤議長

私は推選したいのは、副議長がどのというわけじゃないですけど、私たちも2期目で同期でずっとやってきて能力は十分なんですけど、今回は、多分皆さんもはじめてのこの審査委員会の設置ということで、私は菊地議員を委員長に推選したいなど。経験もありますし、一番期数も長いですから、私は、私の意見ですから、菊地議員を委員長に推選したいです。

柴田副議長

ほかございますか。はい、6番小沼正男君。

小沼議員

私はですね、これずっと昔から決まってることがあって、議長、事故の時には副議長がやるということが、これ昔から決まってる話なんです。これを今さらどうのこうのいう話ではなくて、私は副議長を委員長にお願いしたいと思います。宜しく申し上げます。

柴田副議長

ほか。海老沢議員。

海老沢議員

私は、議長事故ある時は副議長の話は分かるんですけども、これはあくまで議会じゃなくて今度審査委員会になるわけですよ。審査委員会になるということは、必ずしも副議長が委員長にならなくてもいいという解釈になるんで、私も期数と経験者、経験を踏まえ

て、菊地議員を推選したいなと思っております。

柴田副議長

ほかございますか。

じゃあ、ないようなので、ここで決を取りたいと思います。

ただいま意見が2人出ました。柴田副議長、菊地議員。

まずは、柴田副議長に委員長をお願いしたいと思われる方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手 5名】

柴田副議長

それでは、菊地議員が委員長にと思われる方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手 5名】

議会事務局 田山局長

すいません、これまでも議会の中で、同数があつた時には、全協の中でもそうですけれども、票が割れた時というのは、議長というんですか、そのトップのほうが決めるというふうになりますので、まあそういうものを適用させるのであれば、今いるこの仮の委員長である柴田副議長、まあ決定権を持つてるといふような解釈になるかと思ひます。

以上です。

柴田副議長

それでは、経験も豊富な菊地議員をお願いしたいと思います。宜しくお願ひいたします。

前のほうにどうぞ。じゃあ交代させていただきます。

【柴田議員が委員長席へ移動】

菊地委員長

ただいまね推挙いただきまして、私が委員長にということになりましたので、政治倫理

条例に基づいてですね進めていきたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、これより委員長を進めてまいります。はじめに、事務局から説明を願います。

議会事務局 田山局長

それではですね、先ほど、まあ条例の中にもありますが、副委員長のほうにつきましても、委員長の同様に互選をしていただくというふうになっております。なので、ただいま委員長を決める際に決めていただきましたとおり、推選っていうものもあれば、もちろん立候補もありますし、選挙、投票というような形もあります。その方法のほうを委員長主導のもと決めていただければと思います。事務局からは以上です。

菊地委員長

今、提案されましたが、副委員長の選出はどのような方法がいいでしょうか。坂本委員。

坂本委員

委員長一任。

菊地委員長

そのほかありませんか。勝村委員。

勝村委員

指名推選。

菊地委員長

指名推選出ました。

ほかにもありませんか。勝村議員。

勝村委員

すいません、先ほど委員長を仮でやっていただいた、副議長の柴田さんをお願いしたいと思いますけども、いかがでしょう。

菊地委員長

ただいま副議長の柴田議員が副委員長として推選をいただきましたが、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

それでは、異議なしということに意見が多数になりましたので、副委員長は柴田議員ということによろしいですね。

これでですね、政治倫理審査会の体制がね、委員長、副委員長と決まりました。

次に、この審査会であります。条例第6条第5項の規定におきまして、本会議は公開する。ただし、委員の3分の2以上の同意がある時は、非公開にするというふうになっております。

公開、非公開、これについてご意見がある方は、挙手でお願いいたします。坂本委員。

坂本委員

これは大事なことですので、公開というふうに私は思っております。

議会事務局 田山局長

すいません、私のほうから補足で。

ほかのこういう審査会を見てますと、その都度、一回一回ですね、公開にする、非公開にするというふうなことを選んでますので、今後の進め方なんですけども、何回あるか分かりませんが、まず冒頭に、公開しますか、非公開にしますかって、先ほどの3分の2というのは8名以上になります。8名以上の方がいれば非公開という話になるんですが、これは冒頭、毎回聞いていきますので、今日の、ここですね、今、傍聴したいという方はどなたもいらっしゃいません。なので、もし急に来たっていう時の話でない。今日、今日だけの公開、非公開にするかという、まずお話を決めていただければと思います。

以上です。

菊地委員長

では、今日の公開、非公開で、公開でよろしいですか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

ただいま公開については、異議なしということで決まりました。

で、今日の今の会議は、公開といたします。

続いてですね、それではね、これから審査委員会を進めていくにあたりまして、改めまして大洗町政治倫理条例について、今回の申請内容について、事務局より説明をお願いします。

議会事務局 田山局長

すみません、皆様。それではですね、お手元に大洗町議会政治倫理条例、それから基本条例、ともに印刷してあるものがあります。それからですね、右上に8月22日審査会資料ということで、政治倫理審査の流れということで、表面に一枚に記載してるものがあります。またそれと今回出されてる、名称は署名書となっておりますが、冒頭に議員の皆様方ですね、お話をさせていただきました、今回の飯田議員に対します飯田議長に対します審査の請求内容となっております。

まず、基本条例のほう、今回関わるとすれば後かと思いますので、ここでは割愛をさせていただきます、まず政治倫理条例のほうを読ませていただきます。

第1条 この条例は、大洗町議会議員が町政に関して町民の厳粛な信託を受けていることを認識し、町民全体の代表者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、議員の政治倫理の確立並びに町政に対する町民の理解及び信頼の確保を図り、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2条 議員は、町民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、町民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹して活動し、その使命の達成に努めなければならない。

2 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する責任があることを自覚し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、宣誓書を議長に提出しなければならない。

第4条 議員は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしな

いこと。

(2) 町民全体の利益を指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 特定のものの利益を目的として、町が行う許可、認可等又は町若しくは町が資本金等の2分の1以上を出資し、若しくは出えんしている法人が行う売買、賃借、請負その他の契約に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。

(4) 町又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に関し、その地位を利用し、不正に影響力を行使しないこと。

(5) 原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。

(6) 地域行事等の参加費負担にあたっては、寄附行為の疑念を抱かせないように実費相当額の負担を徹底し、行事主催者に対しその理解を求めること。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

第5条 議員、議員関係者又は議員関係企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町契約等に係る受注を辞退し、町民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 議員が資本金又はこれに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が年額300万円以上の報酬又は顧問料の給付を受けている企業

(3) 議員がその経営方針に関与している企業

3 議員は、第1項の規定により町契約等に係る受注を辞退するときは、町契約等の辞退届を議長に提出するものとする。

4 議長は、前項の辞退届の提出があったときは、その写しを町長に送付しなければならない。

第6条 政治倫理の確立を図るため、大洗町議会政治倫理審査会を置く。

2 審査会の委員は、議員全員をもって組織する。ただし、第8条第1項の規定により調査の請求の対象となった議員を除く。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 審査会の委員の任期は、議員の任期とする。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第7条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 次条の規定による調査に関すること。
- (2) 政治倫理の確立を図るため必要と認める事項に関すること。

2 審査会は、前項の職務を行うため関係人の出席を求め、説明又は意見の聴取その他必要な調査をすることができる。

8条 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その5人以上の連署をもって、議長に対し調査の請求をすることができる。

- (1) 第4条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 第5条に定める町契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、直ちに調査請求書等の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならない。

第9条 審査会は、前条第2項の規定により調査を求められたときは、同条第1項の規定による調査の請求を受けた日から起算して90日以内に、調査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告があった日から起算して7日以内に、当該報告に係る文書の写しを当該請求した選挙人に送付しなければならない。

第10条 議長は、審査会の調査の結果について、その要旨を広報紙等により速やかに公表しなければならない。

第11条 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、懲罰特別委員会に諮り、法第134条及び第135条の規定の例により、必要な措置をとることができる。

第12条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

となっております。

これを今回の申請に当てはめると、右上に審査会資料というふうなありまして、政治倫理審査の流れというふうなものになります。

まず、政治倫理条例違反の疑いがある。これは第4条、第5条に記載されていることです。で、下の※で色が塗りつぶしてある、今回の調査請求書、括弧して署名書と文書上なっておりますが、に記載してある事項。冒頭皆さんがおっしゃっていただいたとおり、二つの事項になっております。

続きまして、これがあったということで、選挙人、選挙人というのは、括弧してありますが、選挙人名簿に登録されている者という解釈であります。5名以上の連署、これは第8条に該当しますが、今回は25名からの連署がありました。議長に対しまして、この政治倫理を調査してほしいという調査請求が7月13日に届いております。この請求に関しまして、審査会の設置、審査対象者を除く全議員と、ここでは第6条上なっております、請求日から起算して90日以内となっております。で、この90日以内ということのカウントの仕方なんです、7月13日の翌日から90日というようなカウントになります。結論を申し上げますと、ここに太字でありますとおり、10月11日までとなっております。

また、この審査をした結果につきましては、その下にあります、議長へ審査結果報告書を提出。条例の第9条の1項に規定します。議長は、審査結果を請求した審査人への送付、これは9条の第2項で、報告を受けた日から起算して7日以内というのは、先ほどの90日以内と同じ考え方でして、その審査をした翌日、審査結果を出した翌日から7日以内というようなカウントの仕方になります。で、調査結果の公表、広報紙などによりってというのは、第10条、速やかに公表というので、何カ月以内ではなくて、速やかにというふうになります。

で、最終的に懲罰特別委員会の設置、これは定例会で諮らなくてはいけません、第1条に基づきまして、懲罰特別委員会に諮り、地方自治法の134、135条の規定により、必要な措置をとることが可能となっております。

なお、地方自治法の134、135は、この下に記載があるとおりとなっております。

また、今回、どのようなことで調査をしてほしいとあったものにつきましては、署名書となっているものを今度をご覧ください。ここを読み上げさせていただきます。

署名書

1 飯田議長の議会政治倫理条例違反の件。

大洗町では、議会基本条例、ここで基本条例というのがありましたので、今日は読み上げませんが、基本条例のほうは印刷させていただきました。議会政治倫理条例が制定され

ております。

議会政治倫理条例第4条 議員は、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(5) 町から補助金の交付を受けている団体の代表等に就任しないこと。

飯田議長は、商工会副会長であり、議会政治倫理条例に違反をしています。令和4年4月24日に大洗町商工会の総代会が開催されました。その際、会員（町民の方）数名から、おかしいと声もあります。前例があり、条例を遵守し、議員を辞任した方もおります。

2 飯田議長から議員への恫喝の件。

3月議会定例会にて、政務活動費の議案が提出されました。反対意見の議員に対して、「なぜ反対する。反対するほうの身にもなれ。金を持つてる議員は相手にしてない。金がない議員のためにやってんだ。余れば選挙資金に回せる。議長なんかやりたくないのに、何やってんだ。」議員が議場において自分の意見を述べてはいけないのでしょうか。これは議会制民主主義の根幹に関わることです。

ということで、先ほど申し上げたとおり25名の方からの提出がありました。

まずは、ご説明以上になります。

菊地委員長

ただいまね、事務局長より政治倫理審査会の役割、そしてまた、その進め方など説明をいたしました。で、この請求を進めるにあたってですね、まず今日、具体的に進めていくのかどうかということもちょっと皆さんに諮りたいと思いますが、いかがですか。このまま続けて・・・、伊藤委員。

伊藤委員

審査する内容が、資料が多分いろいろ用意すると思うんです、1番の内容に関しては。でも2番の内容に関しては、先ほども言ったとおり、飯田議長がどう言っていたのかとか、それと今村議員がどう言われていたのかというところもしっかり聞かなくちゃならないので、ここで、まあ先ほどの堂々巡りになってしまいますけど、今村議員が審査委員会委員としてふさわしいのか、ふさわしくないのか、決を取っていただきたいと思います。

菊地委員長

そのほかありますか。坂本委員。

坂本委員

ただいまの意見ももつともだとは思いますが、その前にですね、この今回の倫理条例に抵触してる部分が1番であって、2番はまた別なんだろうと思うんですよ。これ1番と2番一緒に議論するのでしょうか。そのあたりも議事でちょっと決めていただきたいなというふうに思うんですけど。私の意見としては、1番と2番はちょっと、まあ確かに署名をされた方は両方に署名されたんでしょうけども、我々がここで審議をするというのは、1番にあたるのかなというふうに思うんですが、このあたりも確認していただきたいなというふうに思います。

菊地委員長

そのほかありますか。小沼委員。

小沼委員

私もですね、今の坂本委員の話と全く同感でありまして、これ1番と2番は性格が違うものですから、区別してやったほうがよいと思います。

菊地委員長

櫻井委員。

櫻井委員

この署名書に署名をされてる方というのは、1番と2番に賛成をしているといったところなんで、私は並列に見ていかなければいけないと思っております。

菊地委員長

石山委員。

石山委員

私も署名書につきましては、1、2に署名していると思いますので、並列で審議するのが、審査するのが適当だと思います。

菊地委員長

勝村委員。

勝村委員

今、数名の方から出ましたけども、同じく、同じ意見ですけども、1番、2番に署名した方は、この1番、2番に署名したと思いますので、同時に行って。まあ一番抵触してるのはきっと1番のほうだと思いますけども、2番はまた委員が始まっての中で、今村議員の処遇はその都度検討されればよろしいかなと思いますけども、委員長宜しく願いいたします。

和田委員

先ほどの意見でね、2番に関しては名誉棄損うんぬんで裁判の可能性があるということの意見がありましたが、そういうことになってくると、これ2番も一緒にやるとなると、ちょっと性格違うだろうと思いますね。だから1番は1番、また、1番をちゃんとしっかり審議して、じゃあ2番に入ると、これがまず道理だと、私はそのほうがいいとは思うんですけどね。これ一緒にやっちゃって、じゃあ全部一緒くたで裁判所行きなんていう話になりますとですね、またこれは問題が大きいだろうと思うわけです。だから、全くのこの1番を1番で、これに倫理条例に抵触してるという問題をまず先に片付けて、2番は2番でやらなきゃいけないんだろうなと、そういうふうに思いますけどね。

菊地委員長

伊藤委員。

伊藤委員

私も和田委員と活発な議論をさせていただいてありがたいんですけど、でも私は、これ、委員会開いたら1番、2番を並列でやらないといけないと思います。櫻井委員の言うとおりに、同列に見ないといけない。この1番、2番があつて、3番が、もうこの紙上で、この議会制民主主義に関わることですつていうことをしっかりこうまとめて書いていて、これを、1番を先やって2番を後にやるって。最終的に僕たちの審査委員会のことは、報告書をつくって、この署名した方に全員に送付して、あと公開して、議会だよりなりの広報誌

の載せるということが目的なので、これはしっかり同じ、まあ同じ時間がかかるかどうかは分からないですけど、同列で同じ日にはやらなくちゃいけないと思うので、毎回このことについて議論をしていかなければならないと思います。先、後ということではないと思います。

菊地委員長

皆さんにね、ちょっとお諮りしたいんですが、今、いろいろなご意見いただきました。で、今回は第1回目ということですね。で、今出されたものを次回以降の委員会、審査委員会、ここで進めていきたいなというふうに思います。で、そのために、何かそれはね、やっぱり公平な客観的な審査を行うという立場からすれば、今言われたようにいろんな資料とかね準備が必要でありますので、その準備するような資料が何か欲しいものがありましたらね、まずここで出していただければ、第2回目までそれをそろえるということでもできますが、いかがですか。

【はい、了解の声あり】

【今ですかの声あり】

菊地委員長

今、あればね。今、あればですよ。後でもいいですけども。

じゃあ、はい、この審査を進めていくにあたってですね、私からもお願いをいたしました。が、進行等について、何かご意見ありますか。

ありません、はい。

和田委員

委員長、この名簿回収しなくていいの。個人情報ではないか。

菊地委員長

私、個人で判断してよろしいですか。どうしますか。事務局長。

議会事務局 田山局長

私のほうもですね、こういった会議が初めてでして、これをこう、何というんでしょう、ここに名前があることが皆さんの審議のほうに影響するのかわかっていうことをまず考

えました。黒塗りにする必要があるのかどうかっていうところと、で、この書類のほうを回収するか否かというお話なんですけれども、この審査会は、ほかの外部の方を入れてるわけではないので、皆さんしか要は分からないっていう話なので、その取り扱いが何もなければ、私なんかは、もし不必要であれば、こちらで回収して、その都度置いときます。

私からは以上です。

和田委員

委員長。

菊地委員長

はい。

和田委員

今、ほかの会議ね、例えば農業委員会なんかは、みんな個人情報なんですよ、審議するのが。それは回収します。それとね、まあ私、直接聞いたわけじゃないんだけど、この名簿が先に流出して不利益を被った名簿の方がいるという事実ね。何で流出したのかな。実際に、ここから流出したこの中の名簿の人に、何か面談に行った当事者がいると、そういう話を聞いております。非常にまずくないですか。

菊地委員長

はい。じゃあ、ただいまね、そういう意見が出ました。この書類について、名簿についての取り扱いはいかがいたしましょうか。勝村委員。

勝村委員

個人情報保護法にちょっと引っかかると思いますので、今、和田君から出たとおりに、もう既に出ちゃってるのね。俺初めて今日見んだけど、これね。おかしい。僕も聞いた。それはやっては、これね刑事事件なるよ、これ。訴えられたら、この当事者に。何かさっき裁判になるとか、なんないとか言った方いますけども、同じだよ。捕まるよ、これ。はい、すいませんけど、これ回収しましょう。これどんどん出ちゃうよ、きっと。

菊地委員長

はい。

和田委員

事務局長ね、これ、この名簿の取り扱い、どうなってんの、これ。例えば、議長が見るのは決裁なるから、まあしょうがないわな。で、議長以外の議員さんが、今、勝村議員がこれ、この場で初めて見たと。他に見てる人がいっぱいいるのよ。これどういうふうに取り扱う。議運。いや、局長どうだ、その辺のあれは。

菊地委員長

ちょっと待ってください。これ、先ほどの政治倫理条例です、請求書、調査請求等の写しを審査会へ提出するというふうになってるんですよね。で、そして調査を求めなきゃならないということで、今、だから今は、それを自宅に持ち帰っていいのか、あるいは、ちゃんと回収するのかというそのことが今問われてるわけです。それについてどうですかということで。海老沢委員。

海老沢委員

これは速やかに回収ということで進めてください。

菊地委員長

じゃあ速やかに回収ということが出ましたが、いかがですか。

【異議なしの声あり】

菊地委員長

異議なし。それでは回収することにいたします。

じゃあ、次回に向けてですね、皆さんのほうから、こういう資料が必要だというようなものがございませうか。ありません。ない。はい、分かりました。

じゃあ、今日はね第1回目ということで、第2回目に進んでいきたいと思っております。

それで、次の日程ですね。いつがいいのかっていうことを、これを決めて終わりにした

いと思います。いかがですか。

【委員長一任の声あり】

菊地委員長

委員長一任。2回目はね、次回ですが、委員長一任ということに、そういうご意見ですので、こちらのほうで日程を決めさせていただきます。

勝村委員

委員長すいません。申し訳ありませんが、午後からお願いしたいなと思います、要望で。午後から。

菊地委員長

午後から。はい。

いろいろとねご意見いただきましたが、以上をもちまして政治倫理条例審査会を終了、第1回目を終了させていただきます。

皆さんご苦労さまでした。

【午後5時43分 閉会】